

西原町社会福祉協議会給与及び費用弁償に関する規程

第1章 職員の給与

第1条 この規程は社会福祉法人西原町社会福祉協議会（以下「社協」という。）に勤務する職員の給与及び費用弁償等に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 給料は正規の勤務時間に対する報酬であって諸手当を除いたものとする。

2 給与は「西原町職員の給与に関する条例」を準用して支給する。

第2章 手当

第3条 職員の職務の級については「西原町職員の給与に関する条例」を準用する。

第4条 給料表は「西原町職員の給与に関する条例」の給料表を準用する。

第5条 休職者の職員に対し「西原町職員の給与に関する条例」を準用して給与を支給する。

第6条 職員に扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、住居手当、期末手当、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の手当の支給額及び支給方法は「西原町職員の給与に関する条例」を準用する。

3 管理職手当は、事務局長へ支給する。

第3章 嘱託職員の報酬

第7条 嘱託職員の給与は「西原町社会福祉協議会嘱託職員設置規則」を準用して支給する。ただし、国・県等の制度により一時金を支給することもできるものとする。

第4章 退職金

第8条 職員が退職または死亡したときは退職金を支給する。ただし、次に掲げる者には支給しない。

(1) 懲戒処分により解職された者

(2) 勤務年数1年に満たない者

2 退職金は本会が加入している全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款及び沖縄県社会福祉事業共済会の定めるところによる。

3 本人が死亡した場合は退職金を遺族に支給する。

第5章 役員手当及び謝礼金

第9条 本会の会長、副会長、監事に次のとおり手当を支給する。

(1) 会長 年額480,000円

(2) 副会長 年額240,000円

(3) 監事 年額10,000円

第10条 本会が開催する講習会、研修会等の講師に謝礼金を支給することができる。

2 前項の謝礼金の支給額は、「西原町講師謝礼金支払基準表」を参考にその都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

第6章 費用弁償

第11条 理事会、評議員会、各種委員会等に出席した者は2,000円以内の費用弁償を支給する。

第7章 給与及び費用弁償の支払い方法

第12条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

なお、昭和52年4月1日施行の西原町社会福祉協議会給与規程は廃止する。

附 則

この規程は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

なお、平成3年4月1日施行の西原町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月25日に改定し、平成18年4月1日から適用する。

なお、平成8年4月1日施行の西原町社会福祉協議会給与規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月27日に改定し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月26日に改定し、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から適用する。